

鈴鹿市
公共建築物個別施設計画
【概要版】

令和2年7月
鈴鹿市

鈴鹿市公共建築物個別施設計画【概要版】

鈴鹿市 ▶ 令和2年7月

目次

第1章 公共建築物個別施設計画について

1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 対象施設	1
4 計画期間及び計画の更新	1

第2章 基本的な方針

1 目標耐用年数	2
2 大規模改修と長寿命化改修	2
3 長寿命化の判定フロー	4
4 対策の優先順位について	4
5 対策の方法について	5
6 施設の複合化等の進め方	5

第3章 個別施設の状態と方向性／第4章 小学校区ごとの施設の対策内容と実施時期

1 施設類型について	6
2 個別施設ごとの対策内容と実施時期	7

○本編の第3章・第4章の内容をまとめて掲載しています。

第5章 対策費用と財源の確保等

1 計画期間の対策に要する概算費用	15
2 財源の確保等	17

第1章 公共建築物個別施設計画について

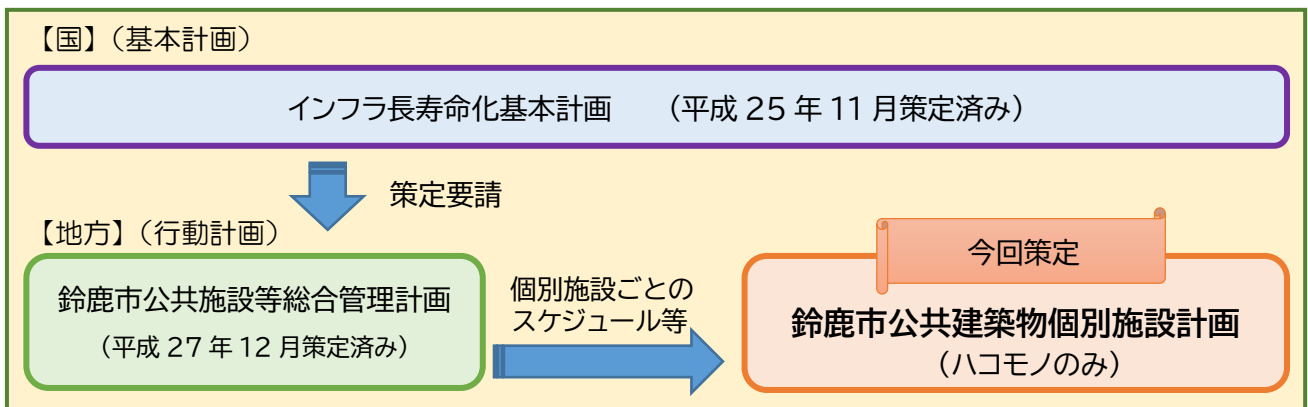
1 計画の目的 (本編 P3)

総人口の減少や厳しい財源見通しなどを踏まえ、公共施設に対する長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進するよう、「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を、2015(平成27)年12月に策定しました。

その中では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、①保有量の適正化、②運営管理の適正化、③長寿命化の推進の3つの視点を示しています。

今回策定しました「鈴鹿市公共建築物個別施設計画(以下「本計画」という。)」は、総合管理計画の基本的な考え方を踏まえて実践に移す計画として、各施設の改修等基本的な方針や、施設ごとの方向性、対策方法とその時期等についてとりまとめ、公共施設マネジメントを着実に推進することを目的とします。

2 計画の位置付け(体系図) (本編 P5)



3 対象施設 (本編 P6)

対象施設は、総合管理計画の対象である公共建築物246施設のうち、延床面積が原則100㎡以上※の施設とします。該当する施設は212施設(総延床面積562,122.50㎡)です。

※消防分団車庫、放課後児童クラブ等の一部施設では、100㎡未満の施設も含まれています。

4 計画期間及び計画の更新 (本編 P7)

計画	平成27年度	平成28~30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	~	令和17年度	~	令和33年度
総合管理計画	策定	計画期間											
本計画	計画期間は、令和2年度~令和33年度の「32年間」		策定	計画期間									

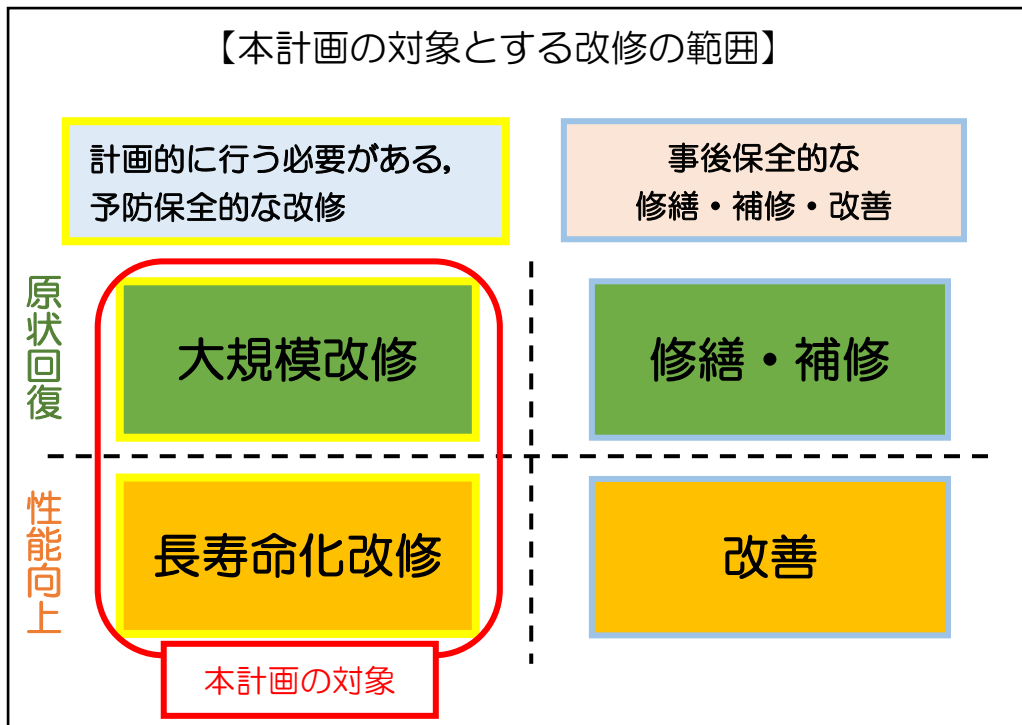
個別施設計画を反映して改定 (矢印: 令和2年度から令和3年度)

鈴鹿市総合計画に合わせて、原則4年で見直し (矢印: 令和2年度から令和6年度)

個別施設計画の見直しを反映 (矢印: 令和6年度から令和7年度)

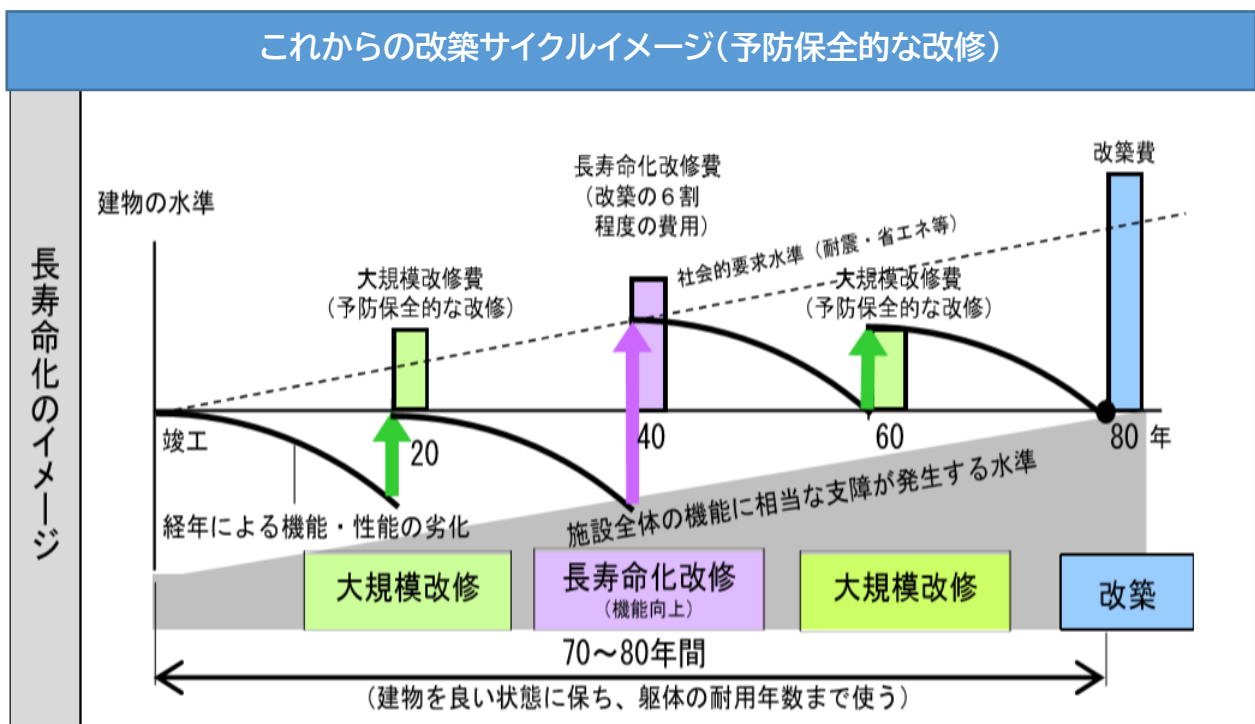
本計画では、計画期間を令和2年度から令和33年度の32年間として設定します。さらに、令和2年度から令和13年度までの12年間を推進期間と位置付け、それぞれの期間において取り組む内容を設定します。計画の更新については、鈴鹿市総合計画との整合性も図りつつ、その更新時期に合わせて本計画は原則4年に1度の周期で見直します。

図表：本計画の対象とする改修の範囲



本市の公共施設の大部分を占める、鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の目標使用年数を80年に設定するにあたり、各部位や設備の劣化調査に基づき、原則、20年目に「大規模改修」、40年目に「長寿命化改修」、60年目に「大規模改修」を行うことで、目標使用年数80年の実現を目指します。

図表：改修サイクルイメージ



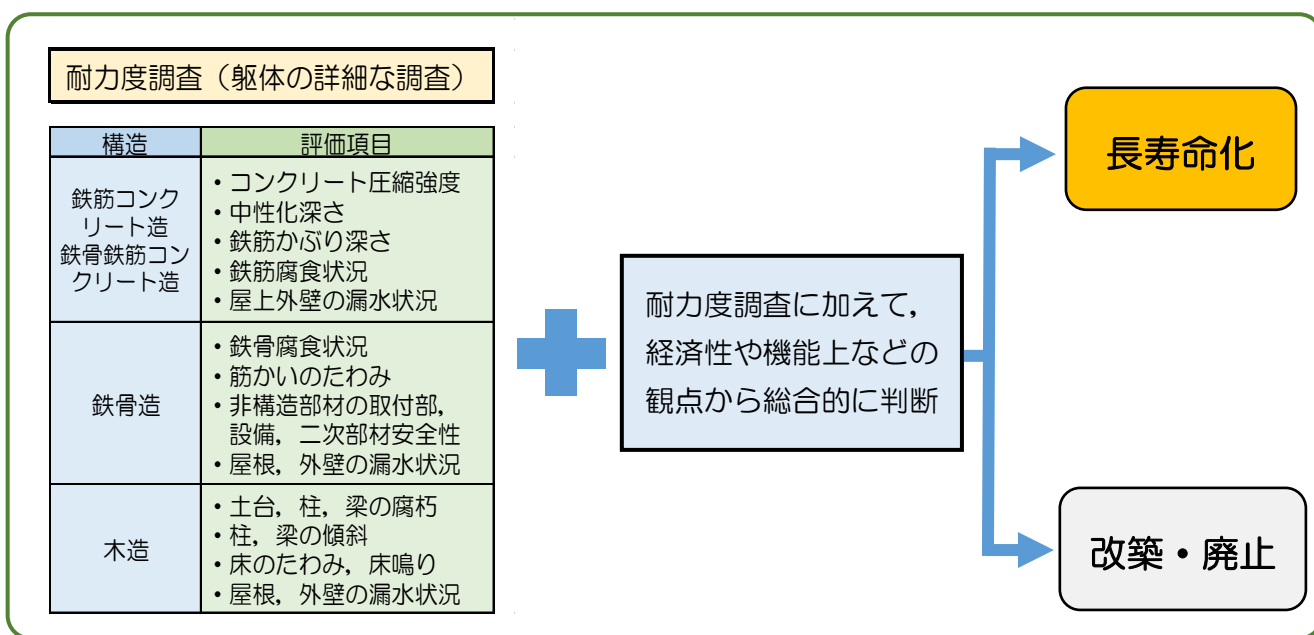
出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（文部科学省 平成27年4月）を加工

3 長寿命化の判定フロー（本編 P15）

従来のように 40～60 年程度で建替えを行うのではなく、80 年もの長期にわたって建築物を使用するためには、構造躯体が健全でなければ必要とされる安全性が確保できません。

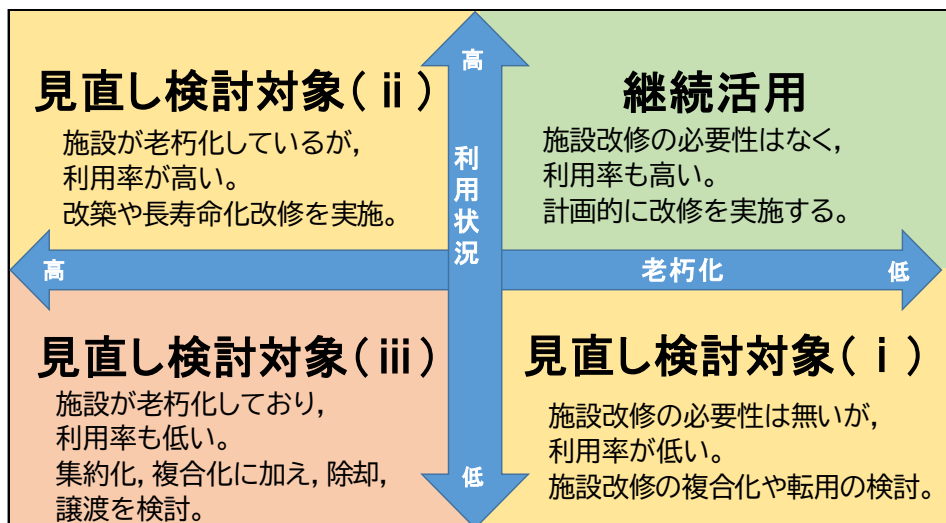
そのため、長寿命化改修については、設計や工事の実施前に耐力度調査を行い、さらに経済性や現状に即した機能性を有しているかなどの観点を加え、建築物ごとに長寿命化改修の実施可否を判断します。

図表：長寿命化判定フロー



4 対策の優先順位について（本編 P17）

本計画では、具体的な実施に向けて施設の利用状況（ソフト）と老朽化（ハード）の2軸で4つの象限に区分し、長寿命化対策等の優先順位を検討する際の参考とします。



定量評価に加えて、市民アンケートによる定性的評価や地域特性や将来の人口減少による影響等を検討して対策の優先順位を判断しています。

5 対策の方法について（本編 P21）

総合管理計画では、基本的な考え方に施設の「保有量の適正化」、「運営管理の適正化」、「長寿命化の推進」を掲げており、人口減少、人口構成の変化に伴う、公共施設等の需要減少を見据え施設総量を抑制していく上で、施設の複合化や集約化（統合）に取り組む必要があるとしています。

施設の適正なあり方を検討していくにあたり、以下のような対策（手段）があるため、検討し推進します。

【長寿命化】
当初の躯体の耐久性及び内装設備機能の向上を行う改修。
【複合化】
改築:複数の異なる機能を有する施設を、新たな建物を建設して、複合化を図る。
長寿命化:既存の施設を長寿命化し、異なる機能を有する施設を統合し、複合化を図る。
【集約化】
改築:複数の類似機能を有する施設を、新たな建物を建設して、集約化を図る。
長寿命化:既存の施設を長寿命化し、類似機能を有する施設を統合し、集約化を図る。
【改築】
建築物の全部を除却し、従前のものと著しく異なる用途、規模、構造の建築物を建てる。
【維持管理】
長寿命化や大規模改修を実施せずに使用を継続する。
【転用】
現行の行政目的を廃止し、新たな目的に転換する。
【貸付】
「無償」又は「有償」で貸付する。
【譲渡】
「無償」又は「有償」で譲渡する。
【除却】
施設を取壊しを行う。

6 施設の複合化等の進め方（本編 P24）

本市においては、一定地域での利用を前提とする施設については、拠点化を図り小学校（小学校区）を中心とした複合化等を推進します。

また、市内全域をカバーし、広域で利用する施設は、場所の選定前に、施設の必要性を検討し、その上で他の施設（機能）との複合化等を推進します。

本計画では、市内全域での公共施設等の再配置や統廃合といった総合的な検討は行いませんが、施設担当課で統廃合等を検討する場合に再配置（再編）計画を策定し、地域等の関係者と協議しながら進めていきます。また、その際は適宜、本計画を改定します。

第3章 個別施設の状態と方向性

第4章 小学校区ごとの施設の対策内容と実施時期（本編 P27～P129）

○本編の第3章・第4章の内容をまとめて掲載しています。

1 施設類型について

第3章では、施設の類型ごとに個別施設の推進期間における対策内容と施設の方向性を記載しています。施設の分類については、図表「施設分類表」のとおりです。

図表：施設分類表

大分類	中分類	総延床面積(m ²)	施設数
(1)市民文化系施設	i 集会施設	15,513.97	32
	ii 集会施設	4,027.30	11
	iii 文化施設	10,704.04	2
(2)社会教育系施設	i 図書館等	3,460.03	2
	ii 博物館等	5,082.60	7
(3)スポーツ・レクリエーション系施設	i スポーツ施設	17,664.52	7
	ii 保養施設	242.73	1
(4)産業系施設	i 産業系施設	4,375.73	3
	ii その他産業系施設	1,834.39	3
(5)学校教育系施設	i 学校	165,026.57	30
	ii 学校	91,349.58	10
	iii 学校	123.93	1
	iv その他教育施設	6,291.90	2
	v その他教育施設	1,004.20	3
(6)子育て支援施設	i 幼稚園・保育所	14,865.26	21
	ii 幼児・児童施設	1,881.77	3
	iii 幼児・児童施設	3,408.57	19
(7)保健・福祉施設	i 障害福祉施設	1,030.83	1
	ii 障害福祉施設	834.97	2
	iii 障害福祉施設	498.77	1
	iv 保健施設	2,398.85	1
(8)医療施設	i 医療施設	301.34	1
(9)行政系施設	i 庁舎等	36,025.12	3
	ii 庁舎等	618.42	2
	iii 庁舎等	9,690.16	11
	iv その他行政系施設	655.43	1
	v その他行政系施設	1,006.72	1
	vi その他行政系施設	206.18	2
(10)市営住宅	i 市営住宅	114,219.39	15
(11)供給処理施設	i 供給処理施設	41,720.13	4
(12)その他	i 自転車駐車場	971.01	2
	ii 斎苑	1,781.27	1
	iii 倉庫	495.75	2
	iv その他	2,811.07	5
合計	—	562,122.50	212

2 個別施設ごとの対策内容と実施時期

(1) 市民文化系施設

本市においては、小学校(小学校区)を中心とした複合化等を推進している為、本編では小学校区ごとに表示をしています。

i. 集会施設（公民館・ふれあいセンター）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
1	国府公民館・国府地区市民センター	長寿命化改修					
2	住吉公民館				長寿命化改修		
3	庄野公民館・庄野地区市民センター				長寿命化改修		
4	加佐登公民館・加佐登地区市民センター		長寿命化改修				
5	(新)牧田公民館・牧田地区市民センター						
6	牧田公民館・牧田地区市民センター	譲渡(有償)					
7	清和公民館						
8	石薬師公民館・石薬師地区市民センター		長寿命化改修				
9	白子公民館						長寿命化改修
10	旭が丘公民館						長寿命化改修
11	愛宕公民館			長寿命化改修			
12	鼓ヶ浦公民館						長寿命化改修
13	稲生公民館・稲生地区市民センター						大規模改修
14	飯野公民館・飯野地区市民センター						
15	河曲公民館・河曲地区市民センター						長寿命化改修
16	一ノ宮公民館						
17	長太公民館				長寿命化改修		
18	箕田公民館・箕田地区市民センター						
19	玉垣公民館・玉垣地区市民センター		長寿命化改修				
20	若松公民館・若松地区市民センター						大規模改修
21	神戸公民館						
22	栄公民館・栄地区市民センター						大規模改修
23	郡山公民館						
24	天名公民館・天名地区市民センター			複合化(改築)			
25	合川公民館・合川地区市民センター						長寿命化改修
26	井田川公民館・井田川地区市民センター	長寿命化改修 (トイレ改修)					
27	久間田公民館・久間田地区市民センター		長寿命化改修 (トイレ改修)	長寿命化改修			
28	樺公民館・樺地区市民センター			長寿命化改修 (トイレ改修)			長寿命化改修
29	深伊沢公民館・深伊沢地区市民センター			長寿命化改修			
30	鈴峰公民館・鈴峰地区市民センター						
31	庄内公民館・庄内地区市民センター						長寿命化改修
32	ふれあいセンター		長寿命化改修				

公民館・ふれあいセンターは、地域住民の生涯学習等の一定の役割を果たしており、長寿命化を施設の方向性とします。また、運営については、指定管理者制度の導入も検討していきます。

ii. 集会施設（コミュニティセンター等）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
33	牧田コミュニティセンター						
34	白子コミュニティセンター				長寿命化改修		
35	神戸コミュニティセンター	長寿命化改修					
36	合川コミュニティセンター						長寿命化改修
37	一ノ宮市民館					長寿命化改修	
38	一ノ宮団地隣保館・児童センター						長寿命化改修

39	一ノ宮団地集会所						
40	玉垣会館					長寿命化改修	
41	地子町会議所						改築
42	八野集会所					長寿命化改修	
43	長法寺集会所					長寿命化改修	

地域の施設として住みよい地域社会の形成等一定の役割を果たしており、長寿命化を施設の方向性とし、また、将来的には公民館を含めた市全体の生涯学習の拠点整理と、市民活動の拠点としてのコミュニティセンターの必要性とあり方について検討し、複合化や集約化も検討していきます。

iii. 文化施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
44	イスのサンケイホール鈴鹿						
45	文化会館			長寿命化改修			

(2) 社会教育系施設

i. 図書館等

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
46	図書館					長寿命化改修	
47	図書館江島分館						長寿命化改修

ii. 博物館等

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
48	考古博物館						長寿命化改修
49	庄野宿資料館					維持管理	
50	佐佐木信綱記念館					長寿命化改修	
51	伊勢型紙資料館					維持管理	
52	稲生民俗資料館						
53	大黒屋光太夫記念館					大規模改修	
54	伝統産業会館						長寿命化改修

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

i. スポーツ施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
55	AGF鈴鹿体育館						
56	武道館						長寿命化改修
57	鼓ヶ浦サン・スポーツランド						長寿命化改修
58	AGF鈴鹿陸上競技場						
59	石垣池公園市民プール				除却		
60	石垣池公園野球場						
61	西部体育館						

ii. 保養施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
62	小岐須深谷山の家						

(4) 産業系施設

i. 産業系施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
63	鈴鹿地域職業訓練センター						
64	労働福祉会館					長寿命化改修	
65	農村環境改善センター						

ii. その他産業系施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
66	一ノ宮共同作業場						
67	一ノ宮共同倉庫						
68	東玉垣地区農業用倉庫						

(5) 学校教育系施設

i. 学校(小学校)

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
69	国府小学校						長寿命化改修 (校舎棟番号12-1, 12-2, 12-3)
70	庄野小学校					長寿命化改修 (校舎棟番号1-1, 1-2)	複合化(長寿命化) (校舎棟番号2-1) 改築 (屋内運動場)
71	加佐登小学校					長寿命化改修(校舎棟番号9-1, 9-2)	
72	牧田小学校					改築 (屋内運動場) 長寿命化改修 (校舎棟番号6-1, 6-2, 6-3)	複合化(長寿命化) (校舎棟番号6-4棟)
73	清和小学校			長寿命化改修※ (トイレ改修)			長寿命化改修(屋内運動場)
74	明生小学校	長寿命化改修※ (トイレ改修)					長寿命化改修(屋内運動場)
75	石薬師小学校	改築(屋内運動場)				複合化(長寿命化) (校舎棟番号10-1, 10-2)	長寿命化改修(校舎棟番号20)
76	白子小学校					長寿命化改修 (校舎棟番号13-1, 13-2)	長寿命化改修 (校舎棟番号13-3) 複合化(長寿命化) (校舎棟番号30)
77	旭が丘小学校						
78	愛宕小学校						長寿命化改修 (校舎棟番号12-1, 12-2, 12-3) 複合化(長寿命化) (校舎棟番号16)
79	鼓ヶ浦小学校	長寿命化改修※ (トイレ改修)				長寿命化改修(屋内運動場)	
80	稲生小学校				長寿命化改修※ (トイレ改修)	長寿命化改修(屋内運動場)	
81	飯野小学校						長寿命化改修 (校舎棟番号13-1, 13-2, 15-1)
82	河曲小学校					長寿命化改修 (校舎棟番号8-1, 8-2, 8-3) 改築 (屋内運動場) 長寿命化改修 (校舎棟番号1-1, 1-2, 別館)	
83	一ノ宮小学校						
84	長大小学校				長寿命化改修 (校舎棟番号1-1, 1-2, 1-3, 1-4)		長寿命化改修(校舎棟番号1-5)
85	箕田小学校	長寿命化改修※ (トイレ改修)				長寿命化改修(屋内運動場)	
86	玉垣小学校						長寿命化改修 (校舎棟番号13-1, 13-2, 24)
87	桜島小学校	長寿命化改修※ (トイレ改修)					長寿命化改修(屋内運動場)
88	若松小学校					長寿命化改修(屋内運動場)	複合化(長寿命化) (校舎棟番号11-1, 11-2) 長寿命化改修 (校舎棟番号11-3)
89	神戸小学校	長寿命化改修※ (トイレ改修)					
90	栄小学校	長寿命化改修※ (トイレ改修)					
91	郡山小学校			長寿命化改修※ (トイレ改修)			
92	天名小学校					長寿命化改修 (校舎棟番号1, 屋内運動場)	
93	合川小学校					長寿命化改修(校舎棟番号1, 1-1)	
94	井田川小学校			長寿命化改修※ (トイレ改修)		長寿命化改修(屋内運動場)	
95	椿小学校						長寿命化改修(校舎棟番号10)
96	鈴西小学校			長寿命化改修※ (トイレ改修)			
97	深伊沢小学校					長寿命化改修 (校舎棟番号1-1, 1-2)	
98	庄内小学校					複合化(長寿命化)(校舎棟番号1)	長寿命化改修(屋内運動場)

※小学校における、長寿命化(トイレ改修)は、令和元年度1月第2回行政経営会議にて決定されたものです。

全ての小学校は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化を施設の方向性とします。児童数の減少が予測される小規模校は、他の小学校との統廃合、空き教室の他用途への転用（複合化）を視野に入れて施設の在り方を考えていきます。学校の統廃合、小中一貫校設置等の対応案を検討する場合、個別地域ごとの再配置（再編）計画を策定し、その内容を本計画の見直しの際に反映します。

ii. 学校（中学校）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
99	平田野中学校						
100	白鳥中学校			長寿命化改修 (校舎棟番号1-1,1-2)	長寿命化改修 (校舎棟番号2,3)		
101	白子中学校			長寿命化改修 (校舎棟番号 1-1, 1-2, 1-3)	長寿命化改修 (校舎棟番号 3-1, 3-2)	長寿命化改修 (校舎棟番号2-1, 2-2)	
102	鼓ヶ浦中学校				長寿命化改修※ (トイレ改修)	長寿命化改修(屋内運動場)	
103	創徳中学校				長寿命化改修※ (トイレ改修)		長寿命化改修(屋内運動場)
104	神戸中学校						
105	大木中学校		改築(全棟)				
106	千代崎中学校			長寿命化改修 (校舎棟番号1-1, 1-3, 1-4, 1-5)			
107	天栄中学校					長寿命化改修 (校舎棟番号1-1, 1-2)	
108	鈴峰中学校				長寿命化改修※ (トイレ改修)		長寿命化改修(屋内運動場)

※中学校における、長寿命化（トイレ改修）は、令和元年度1月第2回行政経営会議にて決定されたものです。

全ての中学校は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化を施設の方向性とします。生徒数の減少が予測される小規模校は、空き教室の他用途への転用（複合化）を視野に入れて施設の在り方を考えていきます。小中一貫校設置等の対応案を検討する場合、個別地域ごとの再配置（再編）計画を策定し、その内容を本計画の見直しの際に反映します。

iii. 学校（さつき教室）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
109	さつき教室					大規模改修	

iv. その他教育施設（学校給食センター）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
110	学校給食センター						大規模改修
111	第二学校給食センター						

v. その他教育施設（人権教育施設）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
112	人権教育センター						長寿命化改修
113	一ノ宮教育集会所						長寿命化改修
114	玉垣教育集会所					長寿命化改修	

(6) 子育て支援施設

i. 幼稚園・保育所

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
115	国府幼稚園						
116	加佐登幼稚園						
117	白子幼稚園						
118	旭が丘幼稚園				大規模改修		
119	福生幼稚園						
120	飯野幼稚園					長寿命化改修	
121	箕田幼稚園						

122	玉垣幼稚園					集約化(改築)	
123	神戸幼稚園					長寿命化改修	
124	栄幼稚園						
125	椿幼稚園						
126	牧田保育所		大規模改修				
127	算所保育所						
128	白子保育所						
129	西条保育所						
130	河曲保育所・子育て支援センター ハーモニ						大規模改修
131	一ノ宮保育所						長寿命化改修
132	玉垣保育所					集約化(改築)	
133	神戸保育所						
134	合川保育所			長寿命化改修			
135	深伊沢保育所						長寿命化改修

文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化を施設の方向性とし
ます。さらに、少子化や幼児教育・保育の無償化の影響による施設利用者数の変化を見据え、「鈴鹿市立
保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」に基づき、施設の集約化を図ります。

保育所については、ニーズの高まりを受け定員を維持し、そのための長寿命化を施設の方向性とし
ますが、同一敷地での仮園舎の建設場所の確保が難しい等、改修が困難な場合には、改築の検討も並行し
て行います。

ii. 幼児・児童施設（児童センター等）

施設 NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
136	玉垣児童センター					長寿命化改修	
137	子育て応援館						
138	子育て支援センターりんりん			複合化(改築)			

iii. 幼児・児童施設（放課後児童クラブ）

施設 NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
139	放課後児童クラブ(国府)						
140	放課後児童クラブ(明生)						長寿命化改修
141	放課後児童クラブ(庄野)						複合化(長寿命化)
142	放課後児童クラブ(牧田)						複合化(長寿命化)
143	放課後児童クラブ(石薬師)					複合化(長寿命化)	
144	放課後児童クラブ(白子)						複合化(長寿命化)
145	放課後児童クラブ(旭が丘)					長寿命化改修	
146	放課後児童クラブ(愛宕)						複合化(長寿命化)
147	放課後児童クラブ(飯野)						長寿命化改修
148	放課後児童クラブ(河曲)						
149	放課後児童クラブ(箕田)						
150	放課後児童クラブ(桜島)				長寿命化改修		
151	放課後児童クラブ(若松)						複合化(長寿命化)
152	放課後児童クラブ(神戸)						
153	放課後児童クラブ(栄)						
154	放課後児童クラブ(郡山)						
155	放課後児童クラブ(天名)					長寿命化改修	
156	放課後児童クラブ(井田川)						長寿命化改修
157	放課後児童クラブ(庄内)					複合化(長寿命化)	

国の通知「『新・放課後子ども総合プラン』について」によると、放課後児童クラブを整備する場合に
は、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実
施することを目標としています。

また、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の空き

教室を活用することが望ましいとされています。そのため、小学校の空き教室の活用を基本とした複合化を施設の方向性とし、空き教室がなく小学校との複合化が困難な場合は、長寿命化を施設の方向性とするほか、他の公共施設の転用や民間施設の使用等についても検討します。

(7) 保健・福祉施設

i. 障がい福祉施設（生活介護施設）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
158	ヘルホーム						長寿命化改修

ii. 障害福祉施設（療育センター）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
159	第1療育センター						
160	第2療育センター						

iii. 障害福祉施設（就労継続支援施設）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
161	ステップワークすずのね		譲渡(有償)				

iv. 保健施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
162	保健センター						

(8) 医療施設

i. 医療施設

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
163	応急診療所						大規模改修

(9) 行政系施設

i. 庁舎等（市役所）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
164	本庁舎						大規模改修
165	附属建物(詰所・倉庫・車庫)						長寿命化改修
166	別館第3					長寿命化改修	

ii. 庁舎等（地区市民センター）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
167	白子地区市民センター						
168	一ノ宮地区市民センター	長寿命化改修					

地区市民センターについては、施設設備の老朽化及び法改正に適合させるための改修が必要となった際は、修繕経過年数を踏まえ、長寿命化を施設の方向性とします。

公民館と複合化されている地区市民センターについては、P7「i. 集会施設（公民館・ふれあいセンター）」に記載しています。

iii. 庁舎等（消防施設）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
169	消防本部・中央消防署						大規模改修
170	中央消防署西分署						長寿命化改修
171	中央消防署北分署					長寿命化改修	
172	中央消防署東分署						
173	中央消防署鈴峰分署		大規模改修				
174	南消防署						長寿命化改修
175	白子分団車庫					除却・リース	令和10年度までリース
176	飯野分団待機所						大規模改修
177	神戸分団車庫						
178	栄分団車庫						
179	井田川分団車庫						
新築	(仮称)南部地域消防分署			新築			
リース	合川分団車庫	リース	リース	リース			

消防施設については、防災拠点としての機能を維持するため、長寿命化を施設の方向性とします。

推進期間における取組がない施設については、2032（令和14）年度以降に長寿命化等の取組を実施する方針です。また、消防署所の配置等について、2014（平成26）年度に実施した「消防力適正配置調査」の結果から、再配置等を検討します。

iv. その他行政系施設（河川防災センター）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
180	河川防災センター				大規模改修		

v. その他行政系施設（男女共同参画センター）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
181	男女共同参画センター						

vi. その他行政系施設（観光案内所）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
182	鼓ヶ浦観光案内所						
183	千代崎観光案内所						

(10) 市営住宅

i. 市営住宅

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
184	岡田団地	長寿命化改修(D棟)	長寿命化改修(E棟)	長寿命化改修(F棟)	長寿命化改修(G棟)	長寿命化改修(H棟、I棟)	
185	ハイツ旭が丘				長寿命化改修(ひまわり棟、ゆり棟)	長寿命化改修(さくら棟、すずらん棟、ちゅうりっぷ棟、すみれ棟、つばき棟、れんげ棟、さつき棟、あざみ棟)	長寿命化改修(あごみ棟、あじさい棟)
186	南旭が丘団地						
187	鼓ヶ浦団地						
188	安塚団地		長寿命化改修(D棟)	長寿命化改修(E棟)	長寿命化改修(F棟)	長寿命化改修(G棟、H棟、I棟、J棟)	
189	十宮団地						長寿命化改修(A棟、B棟)
190	一ノ宮団地			長寿命化改修(D棟)	長寿命化改修(E棟)	長寿命化改修(F棟)	
191	一ノ宮団地 改良住宅						
192	一ノ宮地区内団地						
193	一ノ宮地区内団地 改良住宅						
194	高岡山杜の郷			長寿命化改修(とけいそう棟)			
195	東玉垣団地						
196	東玉垣第2団地						

197	桜島団地	長寿命化改修 (C棟, D棟, E棟, F棟)	長寿命化改修 (G棟, H棟, I棟)				長寿命化改修(A棟, B棟)
198	潮風の街磯山						長寿命化改修 (A棟, B棟, C棟, D棟, E棟, F棟, G棟, H棟)

市営住宅は、「鈴鹿市住生活基本計画」及び「鈴鹿市市営住宅長寿命化計画」に基づき、構造や築年数等から総合的に判断し、維持管理・長寿命化・除却に区分し、各区分に応じた対策の実施を施設の方向性とします。これまでに、十宮団地、桜島団地、ハイツ旭が丘、高岡山杜の郷等で長寿命化対策を実施しました。公営住宅については、公営住宅法上の耐用年限及び減価償却資産の耐用年数を参考に、目標耐用年数を設定し、長寿命化対策及び長寿命化以外の適正な維持管理又は修繕の実施を施設の方向性とします。改良住宅については、既存ストック施設の延命、有効活用を図り、入居者が安全に居住できるよう整備を行っていきます。

(11) 供給処理施設

i. 供給処理施設（廃棄物処理施設）

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
199	清掃センター						改築
200	不燃物リサイクルセンター					長寿命化改修	
201	クリーンセンター					改築	
202	深谷処理場浸出水処理施設					長寿命化改修	

(12) その他

i. 自転車駐車場

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
203	白子駅東・白子駅東第2自転車駐車場						
204	白子駅西自転車駐車場						大規模改修

ii. 斎苑

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
205	斎苑						改築

iii. 倉庫

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
206	一ノ宮倉庫						
207	教育関係倉庫						

iv. その他

施設NO	施設名	推進期間(12年間)					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和9年度	令和10年度～令和13年度
208	旧白子出張所					除却	
209	旧鈴鹿亀山地区伝染病隔離病舎						
210	環境センター				譲渡		
211	旧高岡山土地区画整理組合浄化センター						
212	(旧)西条保育所	譲渡(有償)					

第5章 対策費用と財源の確保等

1 計画期間の対策に要する概算費用（本編 P133）

本市では、総合管理計画に基づき、建築物が老朽化（60年程度）した際の改築を想定していましたが、今後は、「大規模改修及び長寿命化改修工事」を行い、築80年まで使用することを目的とした「建築物の長寿命化」を図ります。

「建築物の長寿命化」を図り築80年まで使用した場合は、以下のようにライフサイクルコストの縮減が期待できます。

図表：改修工事の単価と工事内容

工事名	対策費用	工事施工部位
大規模改修費 (従来・60年改築型)	60	屋根, 屋上, 外壁, 内装等の改修及びそれを伴う電気・機械設備のすべての改修
大規模改修費 (今後・80年改築型)	20	屋根, 屋上, 外壁, 内装等の改修及びそれを伴う電気・機械設備の一部の改修
長寿命化改修費	60	大規模改修に加えて, コンクリートの中性化対策等を実施

※改築時の対策費はコストを100とします。

- ・従来の考え方(60年で改築した場合)
(改築100 + 大規模改修 60) ÷ 60年 = 2.67/年
- ・今後の考え方
(改築100 + 大規模改修 20 × 2回 + 長寿命化改修 60) ÷ 80年 = 2.5/年
- ・削減効果
(従来の考え方 2.67/年 - 今後の考え方 2.5/年) ÷ 2.67/年 × 100 = 6.36%/年(ライフサイクルコストの縮減)

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（文部科学省 平成27年4月）を参考

「県立学校施設長寿命化計画」策定に関する基本方針（愛知県教育委員会 平成29年3月）を加工

本計画で設定した目標耐用年数及び改修時期等を基に費用をシミュレーションすると、計画期間にかかる費用の総額は約1,512.8億円（年平均：約47.3億円）の試算結果となりました。上記のライフサイクルコストの縮減の考え方から算出すると、約96.2億円の費用縮減が図れる見込みとなり、1年あたりにおいては、約3億円の対策費用の縮減が図れることとなります。

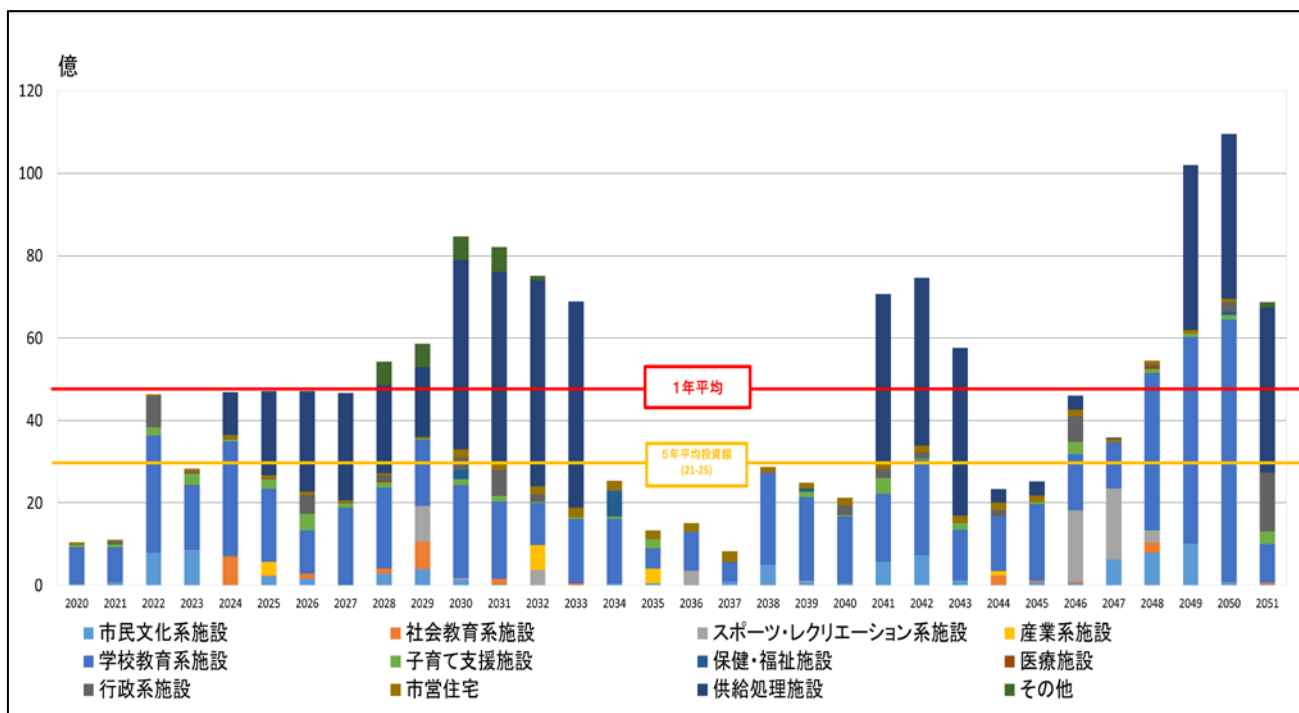
本計画では、老朽化対策が喫緊に迫る中、公共建築物の類型別保有状況において4割以上の面積を占める学校教育系施設のうち、小学校と中学校については、築年数が60年以内に長寿命化改修が行われるよう順位付けを行い、年間概ね4棟ずつ長寿命化改修を行うことにより、年度ごとの対策費用の平準化を図りました。また、市民文化系等の施設についても費用の平準化を図りました。

しかし、図表「長寿命化した場合のコストシミュレーション」にあるように、1年平均のボーダーラインを大きく超えるポイントが3回あります。1回目は、本市の次期総合計画の後期初年度にあたる2028（令和10）年度から2033（令和15）年度の期間であ

り、この期間においては、市民にとって「あたりまえ」の生活を支える対応が求められる社会基盤施設（清掃センター等）の改築などから対策費用の平準化を図れず、1年平均のボーダーラインを大きく超えます。2回目は、目標耐用年数を超えた施設の改築が始まる2041（令和23）年度以降において発生します。特に、2041（令和23）年度から2043（令和25）年度においては、市民生活を支える社会基盤施設（不燃物リサイクルセンター）の改築から1年平均のボーダーラインを超えています。

また、3回目として、2049（令和31）年度以降は多くの施設の改築がピークを迎えることから対策費用の平準化が困難な状態となります。

図表：長寿命化した場合のコストシミュレーションとコスト比較



(千円)			
	①従来の考え方 (60年で改築した場合)	②長寿命化改修を行い 目標耐用年数まで使用した場合	①-② 縮減額
12年間の推進期間 (令和2年度～令和13年度)	59,959,921	56,374,503	▲ 3,585,418
1年平均	4,996,660	4,697,875	▲ 298,785
32年間 (令和2年度～令和33年度)	160,903,270	151,281,751	▲ 9,621,519
1年平均	5,028,227	4,727,555	▲ 300,672

※①従来の考え方に基づく費用は、P15「図表：改修工事の単価と工事内容」に示した、ライフサイクルコストの縮減率（6.36%）に基づき算出しています。
 ※改築費用の推計額については、事業費ベースになります。

2 財源の確保等 (本編 P137)

本計画においては、計画期間 32 年間の対策費用を、前述のとおり 1 年あたり約 47.3 億円と膨大な費用が必要であると試算しました。また、一部年度においては、47.3 億円を超える対策費用も必要となります。

このことから、充当可能な財源として、保有量の多くを占める学校施設については「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(施設費負担法)等にもとづく補助事業を利用するなど、施設ごとの補助事業の積極的な活用や、地方債や基金等を的確に見込んで、効率的な財政運営を行うことが必要となります。

国では、公共施設等の老朽化対策をはじめ、適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」として、個別施設計画等の対象事業に対して自治体の取組を支援していることから、これらの地方財政措置や基金などを最大限活用しながら、施設整備の財源確保を図ります。

図表：個別施設計画の策定と国の財政措置

対象事業		地方債の 充当率	交付税措置率
(1) 複合化・集約化事業	・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
(2) 長寿命化事業	【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (一定の規模以下等の事業) ・道路(舗装, 橋梁等), 都市公園施設等のインフラ施設		財政力に応じて 30~50%
(3) 転用事業	・他用途への転用事業		
(4) 立地適正化事業	・コンパクトシティの形成に向けた事業		
(5) ユニバーサルデザイン化事業	・バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
(6) 除却事業	・建築物その他の工作物の除却		—

※公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、(6)を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

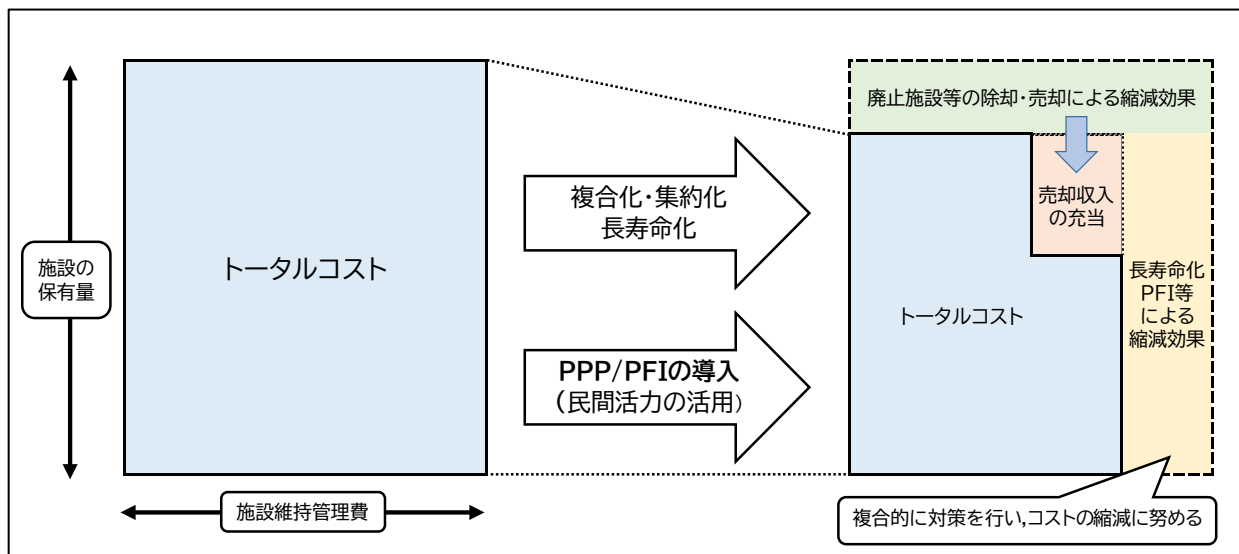
出典：平成 31 年度地方財政対策の概要(総務省 平成 30 年 12 月 21 日)を加工

これら特定財源の歳入確保に合わせて、基本的な方針として移転改築等により不要となった旧施設については、速やかに売却や譲渡等を行うことにより、対策費用の捻出と維持管理費の削減を行います。

また、コスト縮減の手段として、PPP/PFI などの手法も含めた民間活力の活用も検討するなど、サービスを低下させないよう配慮しつつ施設の更新にかかる費用を抑制します。

その理由として、従来型の公共工事の発注方式に比べて、設計・施工・維持管理運営などの一括発注(長期間)の効果等により、発注の手続きや工事監理、維持管理に係る行政経費の縮減につながります。

図表：コスト削減のイメージ



目標耐用年数を超えた施設の改築が増加する 2041（令和 23）年度以降においては、人口減少の状況や利用状況等も把握しながら、改築の必要性の是非、また積極的な複合化・集約化等による統廃合を進めることにより、対策費用や維持管理費の削減を行います。

ソフト面においては、2028（令和 10）年度から 2033（令和 15）年度までの多くの対策費用が必要となる期間で抜本的な事務事業の見直し（廃止等）を図り、コストを削減することにより、社会基盤施設を維持し、市民サービスの維持に努めます。

なお、財源確保の状況や本市を取り巻く財政事情によって、記載したとおりの長寿命化等を行うことに困難が生じた場合は、「4 計画期間及び計画の更新」(P 1)を行います。

鈴鹿市公共建築物個別施設計画【概要版】

(発行日) 令和2年7月

(発行) 鈴鹿市

(編集) 政策経営部 行政経営課

〒513 - 8701三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059 - 382 - 9005

FAX 059 - 382 - 9040

E - mail gyoseikeiei@city.suzuka.lg.jp

URL <http://www.city.suzuka.lg.jp/>